

議案件名（令和5年第4回定例会）

専決処分	2件（補正予算2件）
予算案	5件（補正予算5件）
条例案	8件（制定1件、一部改正7件）
一般議案	8件（宝くじの発売1件、和解1件、指定管理者の指定5件、議決事件の一部変更1件）
<hr/>	
計	23件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和5年度千葉市一般会計補正予算（第5号））（令和5年10月20日）
- 2 専決処分について（令和5年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））（令和5年10月20日）

（ 予 算 案 ）

- 1 令和5年度千葉市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和5年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和5年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）
- 5 令和5年度千葉市下水道事業会計補正予算（第2号）

(条 例 案)

1 千葉市公文書等管理条例の制定について

(総務局 総務部 総務課)

公文書等の管理に関する基本的事項を定める。

(1) 条例で定める主な内容

ア 定義

(ア) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

(イ) 特定重要公文書等

公文書のうち、市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となるものであって、保存期間が満了したときの措置として、市長が引き続き保存の措置をとったもの等

イ 公文書の管理

(ア) 作成・整理・保存・廃棄

意思決定に至る過程等について文書を作成し、保存期間の設定・保存期間が満了したときの措置(保存・廃棄)の定めをしたうえで、保存期間が満了したときは、公文書等管理審査会に措置について意見を聴くものとする。

(イ) 管理状況の報告

毎年度、公文書の管理状況について概要を公表しなければならない。

(ウ) 電磁的記録等の保存

公文書をスキャナにより読み取る等して作成した電磁的記録等(複製)の保存をもって当該公文書の保存に代えることができる。

(エ) 電子化の推進

適正な公文書の管理、事務事業の効率化等に資するため、公文書の電子化の推進に努める。

ウ 特定重要公文書等の保存、利用等

(ア) 保存

原則永久に保存しなければならない。

(イ) 利用請求

利用請求があった場合には、個人情報を含む等の制限事由に該当する場合を除き、利用させなければならない。

エ 公文書等管理審査会

公文書が特定重要公文書等に該当するか等、公文書等の管理に関し必要な事項を調査審議するため、公文書等管理審査会を設置する。

(2) 施行期日 R6. 4. 1

2 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するなど所要の改正を行う。

(1) 一般職の職員

ア 給料表の改定

(ア) 行政職 平均1.0%の引上げ

※初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引き上げる。

(イ) その他の職 行政職との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当の新設等

(ア) 獣医師(新設)

月額(上限額) 30,000円

支給期間 原則、採用の日から15年

(イ) 医師・歯科医師(改定)

月額(上限額) 217,500円 → 219,400円

ウ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ(定年前の職員)

(ア) 令和5年12月期 2.20月 → 2.30月(+0.10月)

(イ) 令和6年6月期 2.20月 → 2.25月(+0.05月)

12月期 2.30月 → 2.25月(-0.05月)

※期末・勤勉手当の年間支給月数 4.40月 → 4.50月(+0.10月)

(2) 特別職の職員

期末手当の支給月数の引上げ

ア 令和5年12月期 2.20月 → 2.30月(+0.10月)

イ 令和6年6月期 2.20月 → 2.25月(+0.05月)

12月期 2.30月 → 2.25月(-0.05月)

※期末手当の年間支給月数 4.40月 → 4.50月(+0.10月)

(3) 会計年度任用職員

ア 給料表の改定 一般職の職員に準じて改定

イ 勤勉手当の支給及び期末手当の支給月数の改定

令和6年6月期 期末手当 1.25月 → 1.225月(-0.025月)

勤勉手当 なし → 1.025月(+1.025月)

令和6年12月期 期末手当 1.25月 → 1.225月(-0.025月)

勤勉手当 なし → 1.025月(+1.025月)

※期末・勤勉手当の年間支給月数 2.50月 → 4.50月(+2.0月)

(4) 施行期日

ア 一般職の職員

(ア) 給料表の改定 公布の日(R5.4.1から適用)

(イ) 獣医師の初任給調整手当の新設 R6.4.1

(ウ) 医師・歯科医師の初任給調整手当の改定 公布の日(R5.4.1から適用)

(エ) 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ

a 令和5年12月期 公布の日(R5.12.1から適用)

b 令和6年6月期・12月期 R6.4.1

イ 特別職の職員の期末手当の支給月数の引上げ

(ア) 令和5年12月期 公布の日(R5.12.1から適用)

(イ) 令和6年6月期・12月期 R6.4.1

ウ 会計年度任用職員に係るもの R6.4.1

3 千葉県公衆浴場法施行条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

サウナ室に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準を緩和する。

- (1) サウナ室の窓に係る基準について、室内を容易に見通せることができる位置に設けることとする。
※現在は、脱衣室又は洗い場から室内を見通せる位置に限定されている。
- (2) 入浴者の衛生に支障がないと認めるときは、サウナ室の床面に勾配及び排水口を設けないことができることとする。
- (3) 施行期日 公布の日

4 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

(消防局 予防部 指導課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料の算定について所要の改正を行う。

- (1) 液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査手数料の算定における軽減対象施設に、認定高度保安実施者(※)が完成検査を行った施設を加える。
※認定高度保安実施者
高圧ガス保安法の一部改正により創設され、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者として認定された事業者で、検査等に係る特例が適用される。
- (2) 施行期日 R5. 12. 21
- (3) 政令改正 R5. 12. 21施行

5 千葉アイススケート場設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

温浴施設を廃止する。

- (1) 隣接する新港清掃工場のリニューアル工事(R8年度からの予定)に伴い温浴施設への電気等の供給が停止し、自立稼働するには設備や運営に多額の経費を要すること、及び市内に市及び民間事業者による類似施設があることから、温浴施設を廃止する。
 - ・施設の概要
 - ア 位置 美浜区新港224番地1
 - イ 面積 600㎡
 - ウ 設置時期 H17. 10
 - エ 施設 ジャグジー、ミストサウナ、ミニプール等
- (2) 施行期日 規則で定める日

6 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 こども企画課)

医療費助成の範囲を18歳までに拡大するとともに、小学校4年生以上の通院に係る保護者負担額を引き下げる。

- (1) 医療費助成の範囲を、中学校3年生までから満18歳に達する日以後の最初の年度末までに拡大する。
- (2) 小学校4年生以上の通院に係る保護者負担額を500円から300円に引き下げる。
※小学校3年生以下については、現行も300円
- (3) 施行期日 R6. 8. 1

7 千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 教育改革推進課)

当分の間、稲毛国際中等教育学校の位置を変更する。

- (1) 稲毛国際中等教育学校の大規模改造に伴い、令和6年1月1日から同年12月31日までの間、その位置を変更する。
(変更前)美浜区高浜3丁目1番1号
(変更後)美浜区高洲4丁目4番3号(旧高洲第二中学校跡施設)
- (2) 施行期日 R6. 1. 1

8 千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例の一部改正について

(都市局 都市部 都市安全課)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、空家等の管理不全な状態の定義を改める。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に管理不全空家等(放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等)が新たに規定されたことを踏まえ、条例に規定する管理不全な状態の定義を「特定空家等の状態」から「特定空家等又は管理不全空家等の状態」に改める。
※法改正の趣旨
特定空家等になってからの対応では限界があるため、特定空家等になることを未然に防ぐために管理不全空家等を新たに規定し、早期からの対応ができるようにする。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法改正 公布の日(R5. 6. 14)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(一 般 議 案)

1 当せん金付証券の発売額について

(財政局 財政部 資金課)

令和6年度における発売額 100億円以内

(1) 当せん金付証券(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 和解について

(財政局 資産経営部 管財課)

千葉中央コミュニティセンターの事業所に係る賃貸借契約について、中途解約することに合意し、和解する。

(1) 相手方 OKIクロステック株式会社

(2) 事案の概要

ア 市は、千葉中央コミュニティセンター10階の事業所(391.38㎡。以下「本物件」という。)を、相手方に対し令和6年4月19日まで賃貸する契約(以下「本契約」という。)を締結している。

イ 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し立退料を支払うことを条件に本物件から退去することを求めた。

(3) 主な和解内容

ア 市及び相手方は、本契約を中途解約する。

イ 相手方は、令和6年2月29日までに、本物件を市に明け渡す。

ウ 市は、立退料として、相手方に対し15,360,433円を支払う。

3 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名称	幕張西スポーツ広場
指定管理者	幕張西スポーツ広場管理運営委員会
指定期間	令和6年3月29日から令和8年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

ア 設 立 R5.4

イ 所在地 美浜区浜田2丁目20番地グラン・コート海浜幕張101号

ウ 従業員数 10人

4 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名称	千葉ポートアリーナ
指定管理者	公益財団法人千葉市スポーツ協会
指定期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

ア 設 立 H3.2

イ 所在地 中央区問屋町1番20号

ウ 従業員数 32人

5 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名称	千葉アイススケート場
指定管理者	株式会社パティネレジャー
指定期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 S51.1
- イ 所在地 東京都豊島区巢鴨2丁目6番1号
- ウ 従業員数 92人

6 指定管理者の指定について (経済農政局 経済部 雇用推進課)

施設の名称	長沼原勤労市民プラザほか1施設
指定管理者	Fun Space・オーチャー共同事業体
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア Fun Space株式会社(代表)
 - (ア) 設 立 H17.5
 - (イ) 所在地 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
 - (ウ) 従業員数 627人
- イ 株式会社オーチャー
 - (ア) 設 立 S46.10
 - (イ) 所在地 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチャー第1ビル
 - (ウ) 従業員数 462人

(2) 施設の名称

長沼原勤労市民プラザ、幕張勤労市民プラザ

7 指定管理者の指定について

(経済農政局 農政部 農政課)

施設の名称	ふるさと農園
指定管理者	株式会社マイファーム
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

ア 設立 H19.9

イ 所在地 京都市下京区東塩小路町607番地 辰巳ビル1階

ウ 従業員数 187人

8 議決事件の一部変更について(千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約)

(財政局 資産経営部 新庁舎整備課)

契約金額	変更前	26,779,315,100円
	変更後	26,958,201,500円

(1) 議決年月日 H31.3.6

R2.3.16(契約金額の変更)

R4.12.16(契約金額の変更)

(2) 変更の理由

資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。